

精神障がい者に対する公共交通機関の
運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、第 1 条で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を定めている。また、我が国が批准している障害者の権利に関する条約は、第 20 条で「締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」とし、その中に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」を定めている。

これまで、障がい者施策における「3障がい（身体、知的、精神）一元化」が進められ、制度格差を解消し、障がい者が地域で暮らせる社会に向けた取り組みが進められてきたが、「3障がい一元化」が始まってから、既に十数年が経過してもなお、いまだ多くの公共交通機関で精神障がい者を対象とした運賃割引制度が導入されていないため、自立と社会参加を進める上で、大きな支障となっている。

精神障がい者は、精神科病院等への定期的な通院が必要不可欠であり、本人はもとより家族にかかる経済的負担が大きく、全ての公共交通機関における運賃割引制度の早期の導入が求められている。

本市では、2019年4月から地下鉄と路面電車で精神障がい者の運賃割引が始まり、当事者から喜びの声が寄せられた一方、JRや多くのバス事業者においては、精神障がい者に対する運賃割引がいまだに行われていないため、運賃割引制度の拡大が望まれている。

特に、バス事業者においては、運転手不足や燃料価格高騰等による厳しい経営環境の中、精神障がい者を運賃割引制度の対象とするためには、国の支援が必要不可欠である。

国においては、2021年6月、国土交通大臣から省内各局に対し、身体・知的障がい者を対象に実施している公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も対象とすることを含む「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」を指示しており、早期の実現が望まれる。

よって、国会及び政府においては、精神障がい者の社会参加の促進に向け、公共交通事業者等が精神障がい者を運賃割引制度の対象とするために必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣

（提出者）全議員